

令和6年度第1回浦安市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時 令和6年8月19日（月） 午後1時30分～午後2時20分

2 開催場所 市役所10階 協働会議室

3 出席者

(委員)

塩谷祐司会長、大村洋子会長代理、高橋康史委員、佐藤悦子委員、針木悦子委員、高須雄一委員、小田誠委員、田中靖祥委員、高梨賢一委員、浅井一委員
全10名

(事務局)

山崎健康こども部長、村山国保年金課長、醍醐国保年金課課長補佐、高橋国保年金課給付係長

4 議題

協議事項

- (1) 会長の選任について
- (2) 令和5年度浦安市国民健康保険特別会計(案)及び事業概要について

報告事項

- (1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について

5 議事の概要

協議事項

(1) 会長の選任について

前会長の委員辞任に伴い、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定に基づき、委員による選挙の結果、塩谷委員を新たな会長として選任した。

(2) 令和5年度浦安市国民健康保険特別会計決算(案)及び事業概要について

令和5年度浦安市国民健康保険特別会計の決算(案)及び令和5年度に実施した事業について、事務局より概要を説明した。

本議題については、実施した事業の内容に関し、委員から事務局に対して若干の質疑応答が行われた。

報告事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について

令和6年6月議会にて、令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算が可決され予算の補正が行われたことから、事務局より補正予算の概要を説明した。

本議題については、補正予算に関連しマイナンバーカードの保険証利用などに関して、委員から事務局に対して若干の質疑応答が行われた。

6 傍聴

傍聴者：なし

7 会議経過（主な質疑）

各議題について、事務局から概要の説明を行った後、各委員から質疑及び意見を発言する形で審議を行った。

各議題に関する委員からの質疑及び意見の概要是、次のとおりである。

協議事項

(1) 会長の選任について

・事務局

国民健康保険法施行令第5条第1項においては、「協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選舉する」と定めている。

従って、会長は公益代表委員3名のうちから、全委員の選挙により選出されるということとなる。

・会長代理

会長の選出について、委員の皆様から意見を伺いたい。

・委 員

当協議会の会長は、長らく自治会連合会から推薦された公益代表委員が務められているので、今回についても塩谷委員を会長とすることがよろしいかと思う。

・会長代理

ただいまの意見について異議はあるか。

(委員から異議なし)

・会長代理

異議はないとのことで、塩谷委員を会長とすることに決する。

(2) 令和5年度浦安市国民健康保険特別会計決算(案)及び事業概要について

・委 員

資料によると、保険税の支払い方法の一つとして年金天引きが挙げられている。手続きをすれば、保険税については年金天引きが可能となるのか。

・事務局

いくつか条件があり、条件に合致する方に関しては年金天引きによる支払いとなる。

・委 員

介護保険については年金天引きとなっているが、国保税については天引きとなっていない。これは、今の説明にあった条件によるものか。

納付書による支払いだとうつかりして支払いが遅れてしまったということも発生するので、天引きであれば利便性が高まるのだが。

・事務局

先ほどの説明に補足させていただくと、年金からの天引き、特別徴収については一定の条件があり、条件に合致する方は手続きなく年金からの天引きによる支払いとなる。

条件に合致しない方については、委員のおっしゃっていただいた利便性の点から、口座振替の登録をお願いしている。

口座振替を一度ご登録いただくと、納め忘れもなく利便性も向上すると考えているので、口座振替をご登録いただくよう、周知していきたいと考えている。

・委 員

資料にある「レセプト点検の強化」とは、どのような取組みを実施しているのか。

・事務局

医療機関からの請求については支払前に内容の審査を行うことが義務付けられており、本市ではその審査を千葉県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)に委託して実施している。

その審査を経て支払いが容認されたレセプトについて、市としても独自に二次審査を実施し、疑義があるものについては国保連に再審査を申請する。

その結果、審査結果が一部修正され、支払額も調整される場合がある。

この審査については専門性が高く、市職員では実施が難しいため、事業者への委託により実施しているところである。

・委 員

レセプトの二次点検については、各保険者が実施の有無を判断することになっている。

このレセプトの二次点検の効果に対して委託費用が見合わない、適正な効果が期待できないのであれば、実施について再度検討してもいいのではないか。

・事務局

年度によって削減できた額は違うが、事業者への委託費用が効果額を上回ることがある。

しかし、保険者としてはできる限り事業者への委託費用を削減しつつ、二次審査自体については実施していきたいと考えている。

報告事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について

・委 員

補正予算に盛り込まれている「加入者情報通知」について、各保険者は本年10月までに、被保険者に対してマイナンバーの下四桁を含めた通知を実施するよう求められているかと思う。

この通知を実施した後に加入した被保険者について、保険証が廃止される12月まで、個別に通知することは考えているか。

また、実施する場合、そのコストは今回の補正予算に含まれているか。

・事務局

「加入者情報通知」について、浦安市では保険証の台紙に必要な情報を印字し、お知らせしている。

この機能は、今回の補正予算を使用して盛り込んだ機能となる。

加入者情報の印字機能については継続して利用できるもので、現在も新規加入者に発行する保険証の台紙に、加入者情報を印字して交付している。

この取り扱いは12月2日の保険証廃止まで継続して実施する予定で、これにより社会保険などで通知が受けられていない方についても必要な情報が通知できると考えている。

こうした取り扱いから、今回補正した予算以外に通知に関して新たな事業費は発生しないと考えている。

・委 員

マイナンバーカードを保険証として使うといつても、高齢者には理解しづらい部分が多くある。

参考までに、マイナンバーカードの保険証利用について地域の高齢者から質問された場合、どのように案内すればいいかを教えていただきたい。

・事務局

まず、受診時にマイナンバーカードを保険証として使用したいか、あるいは保険証と同様の形で受診したいかによって、案内の内容が異なってくる。

マイナンバーカードを保険証として利用したい場合は、まず登録の作業が必要となる。

この登録手続きは、マイナンバーカードを持って病院や薬局に行っていただき、窓口に置いてある受診受付用の機械を使っていただくのが一番簡単に手続きできる。

この機械にはカメラがついており、マイナンバーカードに記録されている本人の顔写真データを使った顔認証によって本人確認をするので、暗証番号の入力なども必要ない。

一方、保険証と同様に資格を証明する書類を使いたいという方については、当面の間、「資格確認書」が申請不要で届くことになっており、そちらを使って受診していただく形となる。よって、今の保険証と何ら変わらない状態となる。

・委 員

事務局の説明にあった「当面の間」とは、どの程度の期間が予定されているのか。

・事務局

国から明確な期間の考え方が提示されておらず、市としても通知等を待っている状況である。

・委 員

高齢者の方については、マイナンバーカードを保険証として使用していただいた方がいいと思う。

マイナンバーカードを保険証として利用していると、直近3年間の服用薬などの履歴がデータとして医療機関で確認できるようになる。

高齢になると服薬の管理が難しい方もいらっしゃって、服薬している薬の名前がなかなか出てこない場合も多々ある。

また、令和6年1月に発生した能登地方の震災では、災害時の特例として本来は本人同意がないと見られない服薬等の情報を、医療関係者が確認できるようになった。

こうした緊急時の対応もあるので、ぜひ、高齢の方が資格確認書かマイナンバーカードのどちらを保険証として利用するか相談されたらマイナンバーカードの利用を勧めていただきたい。

・委員

今後、南海トラフ地震など、様々な災害時に電気が使用できなくなることも考えられる。

電源なくなったりデータを保存しているサーバーがクラッシュしてしまったりといった場合も想定しておかなければならぬのではないか。

機械とデータにばかり頼ってしまうと、緊急時の不安要素があるのではない

か。

緊急時の対応も何らかを想定しておかなければならぬと思う。

議事終了後、事務局から次回の協議会開催日程について、委員に予定日時を報告した。

(午後2時20分 終了)

令和6年9月13日

浦安市国民健康保険運営協議会

会長 塩谷祐司

問い合わせ先 健康こども部国保年金課給付係 担当：高橋
(電話 047-712-6829(ダイヤルイン))